

証券コード 3842
平成21年3月10日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目3番4号
株式会社ネクストジェン
代表取締役社長 大 西 新 二

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテルルポール麹町 3階 マーブルの間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第8期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）
事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社従業員に対しストック・オプションとして発行する
新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nextgen.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、原油等のエネルギー資源をはじめとした原材料価格の乱高下、米国発の金融危機に端を発した世界規模での景気失速、急激な円高等により、企業収益の下方修正が相次ぐ等、大変厳しい状況となりました。

このような環境のもと、当社の主要顧客となる通信事業者向け市場におきましては、平成14年から平成15年までのIP電話サービス立ち上げ期に導入された基幹システムの更改需要が出始めてはいるものの、IP電話技術を利用した新たなサービスへの投資は低調なものとなり、通信事業者の設備投資が既存ベンダのシステム更改に振り向けられる比率が高い傾向がみられました。また、通信関連の市場全体としてもIP電話の利用者数は増加しているものの、IP電話やその関連技術の特性を生かしたサービス展開等も加速しませんでした。

このような状況のもと、当事業年度における当社のNGNソリューション事業は、通信事業者の設備投資に牽引される大型プロジェクトを獲得できなかったことを主な要因として、当社の主力である自社製ライセンス製品販売が伸び悩み、当事業年度におきましては全体的に案件数が少なく、低調に推移いたしました。

NGNサービス事業におきましては、主要顧客である通信事業者の調達コスト削減の動きを受け、ソフトウェアの保守サポートに関する売上高は前期に比べ微減にて推移いたしました。一方、SE/コンサルティングに関しましては、前期に比べほぼ横ばいで推移いたしました結果、サービス事業全体では前期に比べ微減となりました。

当事業年度の事業区分ごとの売上高は、以下のとおりです。

区分	売上高（千円）		当期 構成比 （%）	対前期 増減率 （%）
	平成19年 12月期	平成20年 12月期		
NGNソリューション事業	609,447	333,791	34.4	△45.2
自社ライセンス 製品販売	(386,839)	(200,812)	(20.7)	(△48.1)
他社ライセンス 製品販売	(117,171)	(9,690)	(1.0)	(△91.7)
その他物販	(105,436)	(123,288)	(12.7)	(16.9)
NGNサービス事業	658,045	637,694	65.6	△3.1
保守サポート	(472,445)	(450,147)	(46.3)	(△4.7)
SE/コンサルティング	(185,600)	(187,546)	(19.3)	(1.0)
合 計	1,267,493	971,485	100.0	△23.4

利益面につきましては、外部委託費等のコスト削減に努めたものの、NGNソリューション事業の売上不振のため、一般企業向け統合通信ソリューションの提供を始めとする新規事業分野拡大に伴い増加した人件費及び販売用ソフトウェア資産の減価償却費の増加を吸収できなかったこと等の理由により、経常損益は前期に比べ341,039千円減少し、332,459千円の損失となりました。

このような厳しい事業環境を受け、販売用ソフトウェア資産についてより厳密に再評価を行った結果、ソフトウェア資産の除却等が発生したため、34,031千円の特別損失を計上いたしました。

以上の結果により、当事業年度の業績は売上高971,485千円（前期比23.4%減）、営業損失330,661千円（前期の営業利益は27,871千円）、経常損失332,459千円（前期の経常利益は8,579千円）、当期純損失369,454千円（前期の当期純利益は8,142千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は227,252千円で、これは主に販売用ソフトウェアの開発用サーバ等の増強及び販売用ソフトウェアライセンス取得のための投資であります。

販売用ソフトウェア資産についてより厳密に再評価を行った結果、ソフトウェア資産について総額33,646千円の除却損を計上いたしました。

③ 資金調達の状況

当事業年度において金融機関より100,000千円の短期借入を実行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (平成17年12月期)	第 6 期 (平成18年12月期)	第 7 期 (平成19年12月期)	第 8 期 (当事業年度) (平成20年12月期)
売 上 高(千円)	1,077,948	1,203,324	1,267,493	971,485
当 期 純 利 益 又は当期純損失(千円) (△)	58,968	78,872	8,142	△369,454
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失 (円) (△)	5,845.46	6,379.71	541.15	△22,359.07
総 資 産(千円)	761,293	989,943	1,210,834	993,783
純 資 産(千円)	510,885	589,757	1,093,380	727,849
1株当たり純資産額 (円)	41,323.75	47,703.46	66,446.69	43,984.15

(注) 第6期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は日商エレクトロニクス株式会社及び双日株式会社の2社であります。日商エレクトロニクス株式会社は当社の株式を直接的に6,796株（議決権比率41.1%）を保有いたしております。なお、同社の議決権比率は50%以下であります。一方、双日株式会社は日商エレクトロニクス株式会社の親会社であります。また、当社の株主であるEntrepia Solutions, Incの議決権を実質的に100%所有しているため、当社の議決権を間接的に47.7%保有しております。

当社は日商エレクトロニクス株式会社に対し、ソフトウェア及びハードウェアの販売、保守サポートの提供、出向社員の受入、設備の購入等の取引があります。

なお、双日株式会社との重要な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は子会社を有しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要顧客である通信事業者においては、ネットワークの高速化や高度化に対する全体的な設備投資意欲は底堅いものの、新サービス展開より既存設備の更改が優先される傾向は当面継続すると思われるとともに、業界全体として価格競争や商品及びサービスの差別化競争は一段と厳しさを増しており、先行きの不透明さは今後も続くことが予想されます。

このような状況のもと、当社は業績改善のための抜本的な改革に向けた全社的な取り組みとして、社長直轄による“ANGEL (All NextGen EvoLution) プロジェクト”を発足させ、営業戦略、製品戦略、品質管理、プロジェクト管理、組織力強化の5つの観点から、事業基盤の強化と収益力の向上に努める活動に着手いたしました。

その上で、今後当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

① 収益性の向上

- ・新製品の企画開発に向けた研究開発活動を推し進めるとともに、国内外の販売パートナーやソリューションパートナーとの連携を強化し、多様な需要に対応可能なソリューションラインナップの実現を目指します。
- ・販売計画策定プロセス及び案件進捗管理の見直しと強化を行い、受注・売上予測の精度向上に取り組みます。

- ・製品販売から保守サポートまで、全国規模での提供を実現するため、社内体制の強化を実施いたします。具体的には、平成20年3月に設置した西日本営業所の組織体制の強化を図り、本社－西日本営業所間での人事交流を行うことにより、有スキル者の知見・ノウハウの移転を図る等の対策を講じております。

利益面につきましては、当社の限られた資源を最大限活用できるよう、プロジェクト別の採算性評価を強化し、コスト構造の適正化を進めてまいります。

また、役員報酬の削減及び人事評価制度の抜本的見直しによる人件費削減を行うとともに、ソフトウェア資産の見直しによる減価償却費の圧縮等により固定費の削減、販売費及び一般管理費全般の削減に努め、平成21年度末までに約160百万円の固定費削減を実現いたします。

② 製品企画開発への取り組み

情報通信業界においては、技術革新のスピードが速く、今後さらに他社との競争は激化すると考えられます。そのなかで当社の存在感を高め、競争力を維持していくためには、製品開発力の強化や自社ソフトウェア資産を活用した新規市場開拓が重要であると考えております。

当社は、SIP/VoIP分野の専門技術を必要とする高品質なソフトウェア資産を豊富に保有しており、国内外の通信事業者や学術系機関からも高い評価を受けております。こうした当社の強みを今後も維持するため、製品ラインナップを増強するべく研究開発活動を推し進め、製品戦略を強化することを目的に、新たに「製品企画本部」を創設いたしました。

③ 組織の強化

通信ネットワーク技術をはじめとする周辺技術の進展やネットワーク利用環境の変遷とともに、当社のビジネス領域も日々変化しております。当社においては、この変化に対応できるような組織作りと人材の育成を重要視しております。

顧客接点である営業担当者とそれを支援する技術・開発担当者の連携を強化し、急速に変化する市場環境に対応し、ニーズを的確かつ迅速に把握し対応できる体制構築のため、新たに「ソリューション営業本部」を設置いたしました。また、顧客満足度の向上を目的として、納入済み製品に対する保守サポート及び当社製品の品質管理の強化を行うため、「検証サポート本部」を創設いたしました。

一方、当社が必要とする高度な専門知識及び経験を有している優秀な人材の確保は容易ではないと考えております。そのため、優秀な人材にとって魅力ある制度（インセンティブプランや研修制度等）の充実に注力いたします。さらに、変化が激しい通信ネットワークの技術はもとより、その周辺技術に対応できるように、OJTによるエンジニアの教育とともに、開発・販売の両面においても従業員の意識と能力の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年12月31日現在）

当社の主要事業は、音声やデータ通信の中核を担うソフトウェアの開発、検証、保守サポート、システム・エンジニアリング、コンサルティング等であります。

通信システムにかかわるソフトウェア、ハードウェアのソリューション提供を行うNGNソリューション事業と、システム・エンジニアリングやコンサルティング、保守サポートを行うNGNサービス事業があり、それぞれの主要製品及びサービスは以下のとおりです。

事業名	主要製品及びサービス
NGNソリューション事業	SIPサーバ、相互接続サーバ、SIP脆弱性攻撃防御サーバ、通話録音・傍受サーバ、第3者呼制御サーバ
NGNサービス事業	システム・エンジニアリング、コンサルティング、保守サポート

(6) 主要な営業所（平成20年12月31日現在）

本社 東京都千代田区麹町三丁目3番4号
西日本営業所 大阪府大阪市中央区平野町三丁目3番10号

(7) 使用人の状況 (平成20年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75 (3) 名	18 (△2) 名増	38.2歳	2.8年

(注) 1. 使用人数は就業者数 (他社からの出向社員含む) であり、臨時雇用社員 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前事業年度末に比べ18名増加した主な理由は、営業力の強化及び技術・開発面での営業支援等の活性化のため、営業人員とSEを採用したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成20年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	100百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

訴訟の提起について

当社は、ブロードアース株式会社 (旧社名:メディア・クルーズ・ソリューション株式会社) より、平成20年6月16日付で、同社テレコミュニケーション事業部の従業員を複数名採用したことは同事業部の奪取を目的としたものであり、共同不法行為であるとして、225,923千円の損害賠償等を求める訴訟の提起を受けました。当社といたしましては、ブロードアース株式会社の主張には全く根拠がなく、当社には違法とされるべき行為はないとして正当な論拠を主張しております。当該訴訟においては当社の主張が受け入れられると考えており、今後も法廷の場で適切に対処していく方針です。

2. 株式の状況（平成20年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000株
 (2) 発行済株式の総数 16,548株
 (3) 株主数 1,300名
 (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日商エレクトロニクス株式会社	6,796株	41.1%

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年12月31日現在）

発 行 決 議 日	平成14年9月12日	平成17年2月25日
新 株 予 約 権 の 数	20個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 100株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 30株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 10,000円)	新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 35,000円)
権 利 行 使 期 間	平成16年9月27日から 平成26年9月26日まで	平成17年2月28日から 平成27年2月25日まで
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	
	新株予約権の数 : 20個 目的となる株式数 : 100株 保有者数: 1人	新株予約権の数 : 30個 目的となる株式数 : 30株 保有者数: 1人

(注) 平成16年12月1日付で普通株式1株を5株に分割しております。

発行決議日	平成18年4月27日
新株予約権の数	124個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 124株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 98,000円 (1株当たり 98,000円)
権利行使期間	平成18年4月28日から平成28年4月27日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く) 新株予約権の数 : 124個 目的となる株式数 : 124株 保有者数 : 1人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成20年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	大西新二	執行役員
取締役副社長	柏木宏之	執行役員
取締役	亀田元之	執行役員管理本部長
取締役	牧野孔治	ジェイズ・コミュニケーション株式会社取締役
取締役	岩永浩幸	
常勤監査役	飛田和男	
監査役	三浦靖治	
監査役	出澤秀二	

- (注) 1. 取締役牧野孔治氏及び岩永浩幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役飛田和男氏、三浦靖治氏及び出澤秀二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役飛田和男氏及び三浦靖治氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役飛田和男氏は、長年にわたり、他社において財務経理部門の責任者の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役三浦靖治氏は、日商エレクトロニクス株式会社において、経営企画部に在籍しており、戦略的投資や事業開発等の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び他の法人等の代表状況等
古賀英明	平成20年3月27日	任期満了	取締役
植山良明	平成20年3月27日	任期満了	取締役
齋藤紀雄	平成20年3月27日	任期満了	社外取締役
鮎ヶ瀬暢久	平成20年3月27日	辞任	社外監査役

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取(うち社外取締役)役	6名 (1名)	50,560千円 (870千円)
監(うち社外監査役)役	3名 (3名)	9,100千円 (9,100千円)
合(うち社外役員)計	9名 (4名)	59,660千円 (9,970千円)

- (注) 1. 上記には、平成20年3月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 社外取締役2名及び社外監査役1名については、報酬を支払っておりません。
3. 取締役の報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
 - ・ 取締役牧野孔治氏は、日商エレクトロニクス株式会社の執行役員を兼任しております。なお、日商エレクトロニクス株式会社は当社の親会社であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
 - ・ 取締役岩永浩幸氏は、日商エレクトロニクス株式会社のサービスプロバイダ事業本部第2営業統括部長を兼任しております。なお、日商エレクトロニクス株式会社は当社の親会社であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
 - ・ 監査役三浦靖治氏は、日商エレクトロニクス株式会社の経営企画部長を兼任しております。なお、日商エレクトロニクス株式会社は当社の親会社であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
 - ・ 監査役三浦靖治氏は、日商エレクトロニクス株式会社の経営企画部長を兼任しております。なお、日商エレクトロニクス株式会社は当社の親会社であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
 - ・ 取締役牧野孔治氏は、ジェイズ・コミュニケーション株式会社の取締役を兼任しております。なお、当社とジェイズ・コミュニケーション株式会社との間に取引関係はありません。
 - ・ 監査役出澤秀二氏は、ピジョン株式会社及び株式会社ファンコミュニケーションズの社外監査役を兼任しております。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 牧 野 孔 治	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。主に他社の役員の経験から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 岩 永 浩 幸	当事業年度の取締役就任後に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。主に他社での長年の事業統括における経験から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 飛 田 和 男	当事業年度の監査役就任後に開催された取締役会13回及び監査役会11回全てに出席いたしました。主に他社の財務経理責任者としての財務経理に関する知見から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、良質なコーポレート・ガバナンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 三 浦 靖 治	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会11回全てに出席いたしました。主に経営企画に関する知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 出 澤 秀 二	当事業年度の監査役就任後に開催された取締役会13回のうち12回及び監査役会11回のうち10回に出席いたしました。主に弁護士としての法務に関する知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法令・コンプライアンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 15百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するために、取締役及び使用人の規範として「行動規範/役職員行動規範マニュアル」を制定し、周知徹底を図る。

- ② 取締役の職務執行については、毎月一回以上開催される取締役会にて、取締役及び代表取締役社長がその職務執行状況について報告し、取締役会が法令、取締役会規程及び職務権限規程に従い監督する。
- ③ 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
- ④ 社内コンプライアンス体制を徹底するため、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進会を設置し、全社のコンプライアンス体制を整備、改善するとともに取締役及び使用人に対する教育を行う。
- ⑤ 当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合に、コンプライアンス推進会に直接報告できる内部通報制度を設置する。報告された内容についてはコンプライアンス推進会で審議され、重大性に応じて取締役会及び監査役会に報告され、全社に周知することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に従い、適切に保存・管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

本部長会議を定期的に開催し、管理者より各本部の事業活動状況を報告させ、そのうち重要な事項に関しては、内在するリスクについて把握し対策を講じるとともに、執行役員会議及び取締役会に上程するものとし、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等の当社事業に係るリスクについての管理体制を構築する。

また、危機管理対策規程を定め、不測の事態等の経営危機が顕在化した場合は、同規程に従い代表取締役社長又は管理担当取締役が危機対策本部を設置して迅速に対応し、当該危機を最小に止めるための管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月一回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。

また、迅速な経営意思決定プロセスと適切な業務執行を図るため、執行役員制度を導入し、原則毎週一回開催される執行役員会議により取締役会を補完する。

(5) **会社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は、当社の業務執行状況について、親会社へ随時報告する。また、親会社の役員・従業員を兼ねる当社の役員が当社取締役会及び監査役会に出席し、経営状況及び必要な会計情報を確認する体制を確保する。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役の要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。その人事に関しては、取締役と監査役の間で協議の上、決定することとする。

(7) **前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の補助使用人が行う補助業務についての指揮命令は、監査役が直接行う。また、補助使用人の人事考課及び異動等については、監査役会の同意をもって決定することとする。

(8) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会をはじめ社内的重要会議に出席し、取締役から職務執行状況に関する報告を受けるものとする。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、必要に応じた対応策等について、取締役会にて報告・協議することとする。

監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は代表取締役と定期的に、監査上における重要な課題等についての意見交換を行う。

監査役が監査に必要と判断した社内的重要文書及びその他の資料、情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。

監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めるときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引続き検討を行い、必要に応じて如何なる状況についても迅速に対応できる体制を確保していきます。

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	546,065	流動負債	265,934
現金及び預金	204,299	買掛金	61,442
売掛金	269,117	短期借入金	100,000
原材料	26,783	未払金	43,518
仕掛品	1,014	未払費用	15,338
前払費用	23,156	未払法人税等	1,452
繰延税金資産	12,050	前受金	31,367
未収入金	5,836	預り金	11,713
その他	3,806	製品保証引当金	1,100
固定資産	447,718	負債合計	265,934
有形固定資産	86,032	純資産の部	
建物	6,272	株主資本	727,849
器具備品	79,760	資本金	400,243
無形固定資産	330,745	資本剰余金	350,243
ソフトウェア	291,349	資本準備金	350,243
ソフトウェア仮勘定	39,396	利益剰余金	△22,636
投資その他の資産	30,940	利益準備金	490
繰延税金資産	156	その他利益剰余金	△23,126
差入保証金	30,783	繰越利益剰余金	△23,126
		純資産合計	727,849
資産合計	993,783	負債純資産合計	993,783

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売 上 高		971,485
売 上 原 価		680,086
売 上 総 利 益		291,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		622,061
営 業 損 失		△330,661
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	315	
有 価 証 券 利 息	1,012	
為 替 差 益	766	
法 人 税 等 還 付 加 算 金	1,138	
固 定 資 産 税 還 付 金	916	
そ の 他	161	4,310
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
株 式 交 付 費	79	
訴 訟 関 連 費 用	6,000	6,108
経 常 損 失		△332,459
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	34,031	34,031
税 引 前 当 期 純 損 失		△366,491
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	914	
法 人 税 等 調 整 額	2,047	2,962
当 期 純 損 失		△369,454

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金				
平成19年12月31日 残高	398,281	348,281	348,281	490	346,328	346,818	1,093,380	1,093,380
事業年度中の 変動額								
新株の発行	1,962	1,962	1,962	-	-	-	3,924	3,924
当期純損失	-	-	-	-	△369,454	△369,454	△369,454	△369,454
事業年度中の 変動額合計	1,962	1,962	1,962	-	△369,454	△369,454	△365,530	△365,530
平成20年12月31日 残高	400,243	350,243	350,243	490	△23,126	△22,636	727,849	727,849

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) たな卸資産

原材料

移動平均法による原価法

仕掛品

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年

器具備品 3～10年

(追加情報)

当事業年度から、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては見込販売金額に基づく償却額と残存見込販売有効期間(3年)に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績及び個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。

- (2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
なお、当事業年度における計上額はありません。
- (3) 製品保証引当金 製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しております。
5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い

当事業年度より、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第17号 平成18年3月30日）を適用しております。

なお、これによる当事業年度の損益に影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	91,222千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	72,355千円
短期金銭債務	46,946千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	196,895千円
仕入高	15,480千円
その他の営業取引高	65,770千円
営業取引以外の取引高	7,990千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	16,455	93	—	16,548
合計	16,455	93	—	16,548
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(変動の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加93株は、ストック・オプションの行使に伴う新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項（平成20年12月31日現在）

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 892株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税 224千円

製品保証引当金 447千円

繰越欠損金 11,377千円

繰延税金資産（流動）合計 12,050千円

繰延税金資産（固定）

有形固定資産除却損 156千円

繰越欠損金 149,387千円

その他 149千円

繰延税金資産（固定）小計 149,693千円

評価性引当額 △149,537千円

繰延税金資産（固定）合計 156千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日商エレクトロニクス株式会社	東京都中央区	14,336	ネットワークサービス事業	(被所有)直接41.1	—	販売パートナー	ソフトウェアの販売及び保守サポート等	191,615	売掛金	71,683
								外注保守費	65,770	未払金	14,929
								ハードウェアの購入	15,480	買掛金	17,464
								派遣出向	7,990	—	14,553

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等に関しましては一般取引条件と同等に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	43,984円15銭
1株当たり当期純損失	22,359円07銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月19日

株式会社ネクストジェン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	潮 来	克 士 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 山	毅 章 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクストジェンの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月23日

株式会社ネクストジェン 監査役会
常勤監査役 飛田 和男 ㊟
(社外監査役)
社外監査役 三浦 靖治 ㊟
社外監査役 出澤 秀二 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という。)附則第6条第1項の定めにより、当社は平成21年1月5日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第7条(株券の発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、株券電子化への対応及びその他形式的な整備等を行うものであります(変更案第8条第1項、同第3項、第13条第1項)。

(2) 株券喪失登録簿は、「決済合理化法」施行日(平成21年1月5日)の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(3) 機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できるようにするものであります(変更案第7条)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式にかかる株券を発行する。 (新設)	(削除) <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株式主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

第2号議案 取締役1名選任の件

現取締役 亀田元之氏は、本株主総会の終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
伊藤正喜 (昭和27年8月19日生)	昭和50年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社) 入社 平成18年9月 双日マリンアンドエンジニアリング株式会社 入社 総務・経理部長 平成19年6月 同社 執行役員 平成20年6月 日商エレクトロニクス株式会社 入社 取締役 執行役員(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤正喜氏は、社外取締役候補者であります。
3. 伊藤正喜氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
・伊藤正喜氏は、現在日商エレクトロニクス株式会社取締役であり、会社経営に携わってきた経験と知見を当社経営に活かすためであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
渡邊仁志 (昭和50年11月23日生)	平成11年4月 日商エレクトロニクス株式会社 入社 平成16年6月 ネットムーブ株式会社 監査役(現任) 平成18年4月 日商エレクトロニクス株式会社 経営企画部 経営企画グループ グループリーダー(現任) 平成19年6月 株式会社ジェイウェザー 監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊仁志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 渡邊仁志氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ・渡邊仁志氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、日商エレクトロニクス株式会社 経営企画部における職務を通じて経営に関する豊富な知識を有しているとともに、他社において監査役などを歴任されていることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

第4号議案 当社従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権
の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、
ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役
会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを
必要とする理由

当社の従業員に業績向上や企業価値を高めるためのインセンティブを与
えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の従業員

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権
の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的
となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予
約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株
式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、こ
れを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 新株予約権の数

400個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」
という。)は1株とする。ただし前記(1)に定める株式の数の調整を行った
場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より10年を経過する日までの範囲内において当社取締役会が定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
② その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の新株予約権の行使条件
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

